

やまがた緑環境税 と 森林環境税 による取組み

山形県では、「やまがた緑環境税」と「森林環境譲与税」の両税を活用し、森林の整備等を促進します。

県税

やまがた緑環境税

「県民みんなが安心して暮らせる
みどり豊かなやまがた」の実現

県が実施する森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の財源に充てます。

個人：1,000円/年（県民税均等割に上乗せして課税）
法人：法人県民税均等割の10%相当額

荒廃のおそれのある森林の整備※や森林資源の循環利用、地域住民やボランティア団体が実施する森づくり活動、やまがた木育等の取組みを実施しています。

※ 市町村が森林経営管理制度に基づき森林所有者から管理の委託を受けた森林は対象地から除外しています。

＜環境保全を重視した森林整備の推進＞

- 荒廃のおそれのある人工林や
活力が低下している里山林の整備

人工林の整備



整備前



将来のすがた

里山林の整備



整備前



将来のすがた

＜森林資源の循環利用の促進＞

- 再造林の支援
- 間伐材等を、ラミナや合板等用材、チップやペレット等の木質バイオマス燃料等として利用するための搬出等の支援



間伐材を集積



運搬



バイオマス発電施設へ

＜みどり豊かな森林環境づくりの推進＞

- 地域住民や市町村、企業等が行う森づくり活動の支援
- 自然環境の変化等についてモニタリング調査の実施など



やまがた森の感謝祭



森や自然とのふれあい活動



自然環境保全活動

国税

森林環境税（森林環境譲与税）

目的

市町村による森林整備等の促進

市町村が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源及び県が実施する市町村の取組みの支援などの財源に充てます。

税額

個人：1,000円/年（住民税均等割に併せて課税）

使途

市町村が**森林経営管理制度**に基づく森林などの整備促進や、林業の担い手の育成、建築物等への木材利用の促進などの取組みを実施しています。

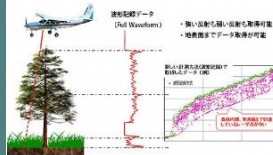
森林経営管理制度：森林所有者自らが経営管理を実行できない場合に、市町村が所有者からの委託を受け自ら管理又は林業経営者に再委託する制度

主な取組

市町村の活用事例

＜森林の整備に関する施策＞

- 航空レーザ測量による精度の高い森林資源の把握や、森林境界の明確化、森林所有者への意向調査など
- 森林経営管理制度に基づく森林の整備や林道の維持・修繕など



航空レーザ測量（イメージ）
※株式会社バスコHPより引用



森林所有者への制度説明会



森林整備の実施

＜森林の整備を担うべき人材の育成及び確保に関する施策＞

- 森林経営管理制度を円滑に実施するためのアドバイザーの雇用
- 作業用具の購入支援など林業就業者の育成支援

＜木材の利用の促進に関する施策＞

- 公民館や学校など、公共施設等の木造、木質化
- 子供向け家具の贈呈などによる地域材活用の啓発



公共施設等の木質化



木製椅子の贈呈



学習机の地域材天板

県の活用事例

＜市町村が実施する森林の整備等に関する施策の支援等＞

- 森林情報を共有するための森林クラウドシステムの運用
- 市町村の取組状況に応じた個別サポート
- 市町村業務のアドバイザーを育成する研修会の開催
- 県産木材を使用した民間施設の建築を促進するための支援など

森林環境譲与税

税の使途や県の取組について

山形県農林水産部森林ノミクス推進課 023-630-2525

※ 市町村の森林経営管理制度の運用状況や森林環境譲与税の取組については、各市町村にお問い合わせください。

やまがた緑環境税

税の目的や使途、みどり豊かな森林環境づくりの取組について

山形県環境エネルギー部みどり自然課 023-630-2207

森林整備や森林資源の循環利用の取組について

山形県農林水産部森林ノミクス推進課 023-630-2525

税額や納付の仕組みについて

山形県総務部税政課 023-630-2005

担当